

次の ~ の空欄に適当な語句を選び、その記号をマークせよ。

江戸時代の農民の負担する税は、田畑・屋敷にかけられる()が主で、原則として米や貨幣でおさめた。年貢の率は初期には()であったが、天領では享保ごろから()がふつうとなった。課税の方法は、その年の作柄を調べて税率を決める()と、豊凶=関係なく課税する()とがあった。そのほか山林や副業などの収益に課せられる()や、このほかにも一国単位で課せられる〔 A 〕や村高に応じて課せられる()などがあり、これらは多く()でおさめた。街道ぞいの村では宿駅に人馬をだす〔 B 〕が課せられこれらの負担はきわめて重く、また税率は貧富にかかわらず同じであったから、大百姓には余裕ができて、小百姓の生活は貧しかった。

幕府は年貢徴収を確実にするため、本百姓の経営を維持してその没落をふせぎ、できるだけ耕地面積と労力の均衡がとれるような政策をとった。()に田畑永代売買の禁令をだし、また()には分割相続による耕地の細分化をおさえるため、〔 C 〕をだした。このほか、農民が貨幣経済にまきこまれないように、本田畑にたばこ・木綿・菜種など、商品作物を栽培することを禁止した。しかし、租税の一部金納や農具代などの貨幣支出もあり、農民も金になる作物の栽培をのぞいたので、禁令はしだいに行われなくなった。

- | | | | | | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|
| ア | 石盛 | イ | 本途物成 | ウ | 小物成 | エ | 段銭 | オ | 高掛物 |
| ア | 二公一民 | イ | 四公六民 | ウ | 一公二民 | エ | 五公五民 | オ | 六公四民 |
| ア | 二公一民 | イ | 四公六民 | ウ | 一公二民 | エ | 五公五民 | オ | 六公四民 |
| ア | 定免法 | イ | 検見法 | ウ | 五公五民 | エ | 四公六民 | オ | 六公四民 |
| ア | 定免法 | イ | 検見法 | ウ | 五公五民 | エ | 四公六民 | オ | 六公四民 |
| ア | 石盛 | イ | 本途物成 | ウ | 小物成 | エ | 段銭 | オ | 高掛物 |
| ア | 石盛 | イ | 本途物成 | ウ | 小物成 | エ | 段銭 | オ | 高掛物 |
| ア | 米 | イ | 労役 | ウ | 貨幣 | エ | 物納 | オ | 村請 |
| ア | 1615年 | イ | 1635年 | ウ | 1643年 | エ | 1649年 | オ | 1673年 |
| ア | 1615年 | イ | 1635年 | ウ | 1643年 | エ | 1649年 | オ | 1673年 |

問 空欄 A・B・C に入る適語を記せ

解答

- | | | | | | | | | | |
|------|-------|---------|---|---|---|---|---|---|---|
| イ | イ | エ | イ | ア | ウ | オ | ウ | ウ | オ |
| A 国役 | B 助郷役 | C 分地制限令 | | | | | | | |